

# お客様紹介制度に関する取扱い基準

## 第1章 総 則

### (目的)

- 第1条 お客様および当社従業員のネットワークを通じて新規入会者の増加を図るために、「販売管理規程」に従い、「お客様紹介制度」を制定する。
- 2 本基準は、24/7Workout、24/7English、BSS 英会話のお客様および当社の従業員(以下、紹介者)が、家族や知人(以下、被紹介者)を紹介し、被紹介者が24/7Workout、24/7English、BSS 英会話に入会した場合のお客様に対する特典を規定するものである。
- 3 前項の従業員が本制度を利用した場合に支給する手当については、別に定める給与規程および達成手当支給基準によるものとする。

### (主管部門及び責任者)

- 第2条 本基準の主管部門はパーソナルトレーニング事業部 営業推進部及びマーケティング事業部 英語事業とし、責任者は営業推進部及び英語事業のマネージャー以上の役職のものとする。

## 第2章 お客様に対する紹介特典

### (付与対象者)

- 第3条 被紹介者が24/7Workout、24/7English、BSS 英会話に入会した場合、紹介者及び被紹介者に特典を付与する。紹介者の対象は、24/7Workout、24/7English、BSS 英会話の在籍者・卒業者(中途退会者を含む)とする。

### (付与特典及び付与日)

- 第4条 24/7Workout、24/7Englishにおける被紹介者への特典は、被紹介者が紹介者からの紹介であることを当社発行の紹介カード等により明示することを条件にコース契約時に付与する。
- (1) 被紹介者への特典：入会金無料
- 2 BSS 英会話における被紹介者への特典は、BSS 英会話講師より送信された報告書用フォームに被紹介者が回答し、紹介当月に被紹介者の有料課金を確認できた翌月1日～15日までに付与する。(中途退会者含む)
- (1) 被紹介者への特典：ECポイント5,000ポイント
- 第5条 24/7Workout、24/7Englishにおける紹介者への特典は、被紹介者がコース契約(入金)を締結した月の翌月末時点で全額返金制度またはクーリングオフ制度を利用していないことを条件に被紹介者がコース契約(入金)を締結した月の翌々月1日から15日の間に付与する。
- (1) 紹介者への特典：ECポイント20,000ポイント
- 2 BSS 英会話における紹介者への特典は、紹介当月に被紹介者の有料課金を確認できた翌月1日～15日までに付与する。(中途退会者含む)
- (1) 紹介者への特典：ECポイント5,000ポイント

### 第3章 手続き

#### (適用期間)

第6条 当該顧客紹介制度は限定的なものであるため、予告なしに社内通知をもって終了する。

- 2 本基準第4条第1項及び第5条第1項の紹介特典は、被紹介者の入会日が2019年8月1日以降の事案を適用対象とする。

#### (申請)

第7条 当該基準の適用対象者が発生した場合は、コース契約月の末日までに申請を行い、所定の手続きを経て、承認を得なければならない。

- 2 なお、申請日がコース契約月の翌月第一営業日を過ぎていた場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、コース契約（入金）を締結した月の3ヶ月後に付与するものとする。

#### (附則)

1. 本基準の改廃は、パーソナル事業本部長及びコーポレート本部長マーケティング事業部の決裁によるものとする。
2. 本基準は、令和元年8月1日 施行・実施
3. 本基準は、令和2年2月6日 施行・実施
4. 本基準は、令和3年10月1日 施行・実施